

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」

第1分科会第1回会議議事録【概要】

日時：平成21年11月16日午後2時～午後4時30分

場所：人権ふれあいセンター下六人部会館

1 開会あいさつ 委員長挨拶

第1回の分科会ということでふれあいセンターのあり方について皆さんと協議していきたい。また実態を聞いた上で課題について考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたい

2 議事録・追加資料

(1) 議事録確認・・・承認

(2)追加資料説明

ア 資料8を基に、旧同和地区に設置、市内にある小学校区において設置している施設を説明。

イ 資料9を基に、障害がある人の利用状況を説明。

ウ 配布資料 総合計画等諸計画について説明

【委員長】議事録・追加資料に説明がありましたが委員の方から質問がありますか

【委員長】ディサービスの名称が決まっているのか、それによっては障害のある人が出やすいと思うが、表現がどうなのか 各施設の状況を聞きたい。

【堀会館長】高齢者ふれあいディサービスとなっており、65歳以上の高齢者を対象に月1回実施している。

【委員長】学区内を対象範囲としているのか

【館長】小学校区を対象としている。

【委員長】他にありませんか、なければ懇話を始めたい。

【下六人部会館長から施設及び主催事業について概略説明】

【事務局】先ほど委員長から質問があった名称について、当下六人部会館では資料5ページにレインボークラブとあり、前回提起した地域福祉事業の一つとして行っているものである。これからの懇話については、今後の隣保館で求められている地域福祉事業が目的にあっているのか、評価はどうなのか、隣保館でやっていた地域周辺でもやっていた重複していないか、高齢者だけでなく障害がある人がこの身近な施設での事業にどう参加していくのか、まず地域福祉をテーマに御意見・課題を出していただいたらと考えている。

【委員長】それでは委員さんから何かありますか

3 懇話

(1) 隣保事業に関して

【委員】地域に開かれた施設、一般施設としての利用をどれだけ広くするのか、下六人部公民館があるが、ふれあいセンターで取り組まれている地域福祉事業と公民館での福祉活動との整合性をどう図られているのか、またどう関連をもたれているのか、また、健康診断についてもここでもやっていて下六人部全体でも行っている。疑問である。どうなのかについては広く取り組むのが求められていると思うが、重複するものについては館はやめていくべきだ

【館長】文化祭についても下六人部地域の文化祭がありますが以前は農民祭から現在の文化祭発展したものになっている。同じものを行っているのではない。健康診断については場所を貸している。会館文化祭では健康相談について文化祭の中のプログラムとして行っている。

【事務局補足】地域福祉事業については、地域福祉計画の中に、住民がふれあう拠点づくりを行うとして、定めており、どこでも誰でも福祉を享受できるよう公ではなく新たな公として役所だけでなく公民館役員や民生児童員さん等、様々な人たちが福祉を担うとして地域福祉があります。その中で既存の市の施設を有効に使っていこうと地域福祉計画を定めている。この地域についても下六人部会館を拠点として行っており、下六人部公民館も利用していこうということになっている。各地にサロン活動をやっていこうという考えがあり社会福祉協議会が各自治会に補助金を出して主体的にサロンを行っている。下六人部学区は一部自治会実施もあるが会館で行っている。堀会館、南佳屋野会館については学区全体となると遠いですので周辺の佳屋野とつく自治会のみしか参加がされていないのが現状である。検診については、下六人部学区全体に呼びかけを行い実施している。検診についてもこれまで同対事業で、当該地域の方を対象に行っていたが、現在は、全学区を対象に行っている。費用等の関係もあり、出来るだけ中央など保健センターや医療機関でやっていく方向で整理実施している。

【委員】下六人部公民館の人員配置はどうなっているのか

【事務局】人員配置としてはない。公民館活動としては、市立公民館と地区公民館がある。市立公民館として地域公民館（コミセン）には概ね中学校区単位で設置。嘱託職員 2 名（館長・主事）配置している。地区公民館は、青空公民館として建物を持たずに公民館活動をしている。小学校区単位で活動している。ここ下六人部公民館については、旧農協の建物を借用して活動しているものである。よって市職員の人員配置はない。

【委員】大江町の場合は、旧村単位で活動している。新たに事業をするのにも活動ができない状況にある。合併してから予算が減額し、住民負担がある。

【委員】ディサービス事業の給食サービス事業を NPO で請け負っている。活動のまとめを見ているが隣保館事業で厚生労働省からおりてくるものは高齢者及び障害者等と

あるのに高齢者しか書かれていないのでどうなのかなと疑問である。参加対象となっている方の移送サービスができないと行政は言っており、だから利用できないことではないのか。また施設をみても階段が急である。改善を行い参加できるように考えてはどうか。

【委員】 デイサービスについて、一般にやっているものと違うので参加できにくいのではないか

【委員長】 館で行っているデイサービスはふれあいを主体にしているものであり、一般というのは介護保険事業のものとの違いですね。

【委員】 歩行が困難で行きたいけれどいけない方もおられるし、一人暮らしをされている方もいるそういった方が参加しやすい体制をとということで移送サービスが必要では。

【委員長】 全市的な流れを見ますと、サロン活動としてボランティアを中心に中身が濃いものを行っている。社協としても関わっている。

【委員】 会館・施設に参加しやすいようにと問題点が出ているが、地域の高齢者でも元気な高齢者がボランティアとしてサロン活動している。迎えに来てくれとか言ってもやっぱり地域で助け合うという意識が必要である。

【委員】 それはわかりますが行政の事業であり、送り迎えをしてもいいが事故でもあったらどうかなど考える。難しいことであると思う。

【委員】 一人暮らしの高齢者を対象にボランティアを4グループに編成し行っている。500円を負担していただいて月1回行っている。施設は民家を借用して行っている。ここで行っている事業は考えられない。食材も持ち寄ってしている。福祉のあり方を、地域で福祉を支えることを考えている。

【委員】 地域性がある。提供する場所もない。給食だけにこだわったらそういう議論になるが、デイサービスの目的というのは、隣保館のなかで高齢者についてどれだけの価値があるか聞いたことがあるが、健康体操や創作や様々な学習をしながら健康を維持していくことも目的の一つである。そうでなければボランティアもできない。食べるだけでなく横のつながりふれあいを大事にしているものであると思う。

【委員】 地域限定であるのか

【委員長】 市内に5か所で実施しているものであり別のものとして切り離して考えなければならない。今は、センター等で行っている事業についての問題点について議論を

【事務局】 市内4か所で実施している。3隣保館+教育集会所

【委員長】 参考にですが、社会福祉協議会がふれあい地域サロン平成21年度の実施計画では28地区で146区のサロンを計画し全市的で考えている。今年度新たに、空き施設を使った大江社協では大江アットオームふなこしを実施し、利用者が26人

ある。コーディネーター4人、サポートボランティア12人、送迎ボランティア9人と全てボランティアで実施。利用料収入はどうか細かなところまでは今わからないが、折角ある施設を生かしながら市の補助金なしで実施。こうした取り組みを全市的にやらないといけない。

各施設にサロンの設置計画。社協は1サロンに月一回2,000円以内の支出をしている。

今話題になっているセンターで実施しているものは、一定の補助事業で実施している。今後広げていくとか、全市的にしていくとか考えていくものである。

定員は何人か

【事務局】現在登録制で30人の定員である。

【委員】ディサービス予算とかどうなのか、障害のある方に対して補助事業とかあるが

【事務局】隣保館運営等補助金について説明

【委員】ディサービスのことを例に挙げながら議論しているが、ふれあいセンターの年間行事と下六人部地区公民館の行事と後援とか共催とかあるのかどうか

【館長】後援・共催はないが、連携は常に行っている。事業そのものは協働しておこなっている。

【委員】要するに、地域全体の住民に対して、地区公民館と会館がならんで見えているのかどうか。

【事務局】できている。

【委員】それができておれば、今いちばん課題になっていることが広がっていることができるので、今後考えていくことができる。

【委員】そこで聞きたいのが、建物があるが、問題はセンターを活用して働く機能が、どうあるのか、人がどう動いているのか、地域全体のものになっているのかどうか、そういうことがなければ活用できない。

あるところは、広がっている。ないところはなにもない。行政的にメニューを出すとか、今後、知恵を出し合いながら進めていく必要がある。

【委員】資料にある行事を見ていくと公民館が行っているものとそう変わらない。

地域の実態・実情に合わせたものを行っていく必要がある。一律に行っていくものではない。

【委員】ディサービスについて人数的に十分なのか

【館長】ディサービス事業の課題として人数を増やしたいが30人定員がいっぱいである。参加している方が75歳以上の高齢者が多い。独り暮らしが80人おられる。来ていただくのを待ちではなく訪問をかけていくことなどを考えている。

【委員】大江町の活動について話したが、貧弱な状況の中で行っている。ここで行っているものと同じように充実させていこうなんてできるものではない、不可能である。狭い範囲で事業展開をやっている。ましてや国・府・市の補助金を受けて行って

いるものを全市に広げられるものではない。地域福祉とはそのようなものではない。やめたらどうか

【委員長】 政権が代わって事業仕分け・見直しがされているが、人件費、事業費はどうか、見直しがされた場合、市が対応できるのかどうか。

【事務局】 (運営費、事業費、補助金額の説明)

【委員長】 その事業効果も考えていかないと、何れもベースとして参考にする。

【委員】 隣保館の設置経過を理解してもらいたい。セツルメントとして機能し、これまで成果を上げてきた。地区だけの施設だけでなく子育て支援等広く活用してもらってきている。その機能について議論を

【委員】 従来型の同和対策事業ではなく。これまでのことを議論するものではない。法期限後のことを議論している。一般施設の関連をどう持たせるのは今の課題である。

【委員】 今回のあり方懇は施設を今後どうしていくのか議論をするものではないか、これまでの成果を他地区に広げるのは行政が考えていくものである。

【委員】 一般事業の中で問題の解決を図るといふことを考えるのはいいと思うが、重複する事業はなるべく避けていく。

【委員】 例えば、職業相談がありハローワークとの共催で、3人の実績とある。どうなのか

【館長】 年度当初に計画があり、月1回、予約制で行っている。

【委員】 ハローワークが出張されるわけですね。専門性を有するので、このやり方は効果的ではないと思うが、この不況の中でハローワークもパニック状態であるのにならうのか。要求に基づいてやられているものではないか

【館長】 会館からお願いしたものではない。ハローワークの事業である。

【委員長】 南佳屋野においては、地域福祉事業相談等、地域活動と連携して事業展開がやられていると思うが

【委員】 そうです。会館を拠点に地域全体で連携しながら行っている。

【委員長】 いま子育ての問題などについて小地域で相談できるところをつくる必要がある時代である。事業費がかからないことであるからそういったことから始めていく必要がある。

【委員】 子どものことについて自治会長会からも要求をしているがなかなか難しい

【委員長】 国の方針がどうなるか、現時点の段階ではわからない。ただ今ある施設がこういった仕事を担っていくことを考えていく必要がある。

【委員】 同対事業によって、充実した施設ができたが、こういった施設がないところにもひろげていくことができなかったことに問題がでてきている。

【委員】 利用面について議論しているが、利用者の実態に応じたことを考えたとき施設については対応できているのか、トイレについても障害がある人について対応できていないのではないか

【館長】 表示がわかりにくかったと申し訳ありませんが身障者対応トイレはある。

整備しておりオストメイト対応トイレもあります。

【委員】障害者団体がよく社会福祉会館を利用しているが、駐車場が狭いしいっぱい使用できないことがある。ここの利用状況の資料を見ていけば参加利用が少ないように思える。活用促進につながるのであれば、障害者団体が使用できるのかどうかできるのであれば案内をしていただいたら障害者団体にも伝えることができる。可能なのか

【事務局】下六人部児童センターでは、同じ学区内にある福祉法人が使用している。堀児童館では夏場プールが近くにあるということで障害者団体が使用している。広報するなりしていく必要であれば行ってきたい。

【委員】雨が降った時など使用できない場合があって、可能であれば案内をしていただいたら障害者団体の利用できる施設になる。

【委員長】個別に案内するのではなく、一本で広報するなどしていく方向で考えていけばいいと思っているが、その辺のところをだしていただいたらどうか

【委員】教育集会所と隣保館と比較すると差がある。配置職員について、扱いとして差があるのかどうか、

【事務局】NPO・自治会へ指定管理委託している。

【委員】隣保館については、高いサービスを受けるイメージがあって、集会所職員については、地元では管理人さんのイメージがあるがどうか

【事務局】設置経過として隣保館の補助金の差がある。現状として、嘱託職員を配置しているところは、2か所、本庁職員が兼務している集会所4館、残りは臨時職員の配置、指定管理委託をしている。施設管理をお願いしているもので、言われるように管理人さんと言われていることがあっている面がある。

【委員】地域によっては隣保館や児童館がある。集会所しかないところもある。ましては管理人さんといわれている。地区公民館としての事務局機能があれば地域のために役に立つ。起案するとか機能を活用できるようになればいいと思うが、そこらへんも視野にいれながら検討を 地区公民が活性化するから 1館だけではなく他にも聞いている。

【事務局】自治会委託は施設管理のみ、NPOは施設管理だけでなく学習活動等の企画運営もお願いしている。そういった仕掛けもお願いしている。今後、指定管理に

1 指定管理状況説明 7集会所を市民との協働という観点から行っている。

2 他の状況説明 嘱託職員配置、臨時職員配置 それぞれ施設名 説明

【委員】大江町の施設には金屋、新町、ここについては一般事業が進んでいる大江町全体の利用がある。私も利用している。一般事業を広げる必要がある。これだけの施設がもったいない。公民館の機能も果たしている。

【事務局】大正文化センター、岡の三教育集会所といった施設は、全市的の利用があります。そのほかにもそういったスタンスで運営している。周辺部となるとなかなか利

用できない状況があるが。

【委員】 下六人部会館のまとめの中に利用状況にその他とあるが。

【事務局】 自治会長会等の利用であります。

【館長】 37 ページにも貸館利用の内訳も載せておりますので参考ください。

【委員】 公会堂がないので南佳屋野会館も自治会の利用がある。その他もある。

【委員長】 相談事業について、具体的に

【館長】 自治会から相談があったら対応も行っている。

【委員長】 相談日とかあるのか

【館長】 開館時間についてあれば受ける

【事務局】 相談事業については、20年度は5館合わせて707人ある。内、就労相談72人、職安のことがありましたが同和対策事業での流れのなかで事前申し込みがあれば対応している。経済状況厳しい中、ハローワークやジョブカフェに行く方が効率的であるときは、紹介している。実は、仕事の延長として生活上の相談が多くあり隣保館での相談となっている。広く周辺の方の利用がある。生活保護の関係等も含めてある。

【委員】 中央公民館を利用するときは、宗教団体とかあるが、利用するにあたってそういったものがあるのか

【館長】 あります。

【事務局】 とりまとめを行い議論の方向を次回提供したい。本会のねらいを確認する。6-1の4ページ 確認

【委員】 国の示した一般施策によって解決をしていかなければならないとその方針がある。そのことについては異論がない。福知山市の場合は人権推進室として、特別の体制をしている。京都府内での市の状況はどうか、福知山市のような体制は少ないと思う。

【委員長】 次回に、お願いしたい。今日、出た意見を分類していただいたらわかりやすいのでお願いしたい。

【館長】 訂正・コミセンの職員体制 館長・主事の嘱託職員2名、あと臨時職員1名

以上